

薬食発 0426 第 1 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 25 年 4 月 26 日政令第 128 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン
- ② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

- ① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成 25 年 4 月 26 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 25 年 5 月 26 日）から施行するものであること。



第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

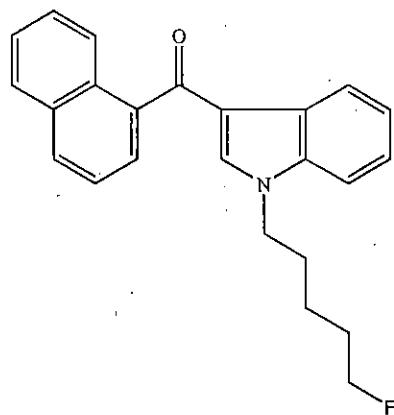
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成25年5月26日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

① 化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]（ナフタレン-1-イル）メタノン

通称：AM2201

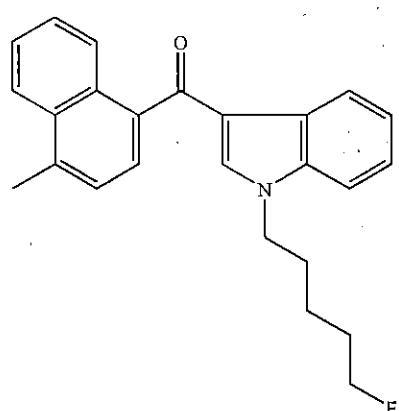
構造：



②化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

通称：MAM-2201

構造：





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

官報

〔省令〕
〔告示〕

〔国会事項〕

〔公告〕

○森林法施行規則の一部を改正する省
令(農林水産三二)

内閣

〔人事異動〕

官厅
諸事項

○天皇皇后陛下は第六十四回全国植
樹祭に御臨場になる件(官内省三)

〔官廳報告〕

財団、有権者申出方、割賦販売法に
基づく同法第三十五条の二の六十一
の許可を受けた者の営業廃止、割賦
販売法及び割賦販売法施行令に基づ
く債権の申出関係

〔法律〕

官廳事項

○公職選挙法の一部を改正する法律
(一〇)

武力攻撃事態等における我が国の平和
と独立並びに国及び国民の安全の確保

○薬事法第三十六条の三第一項第一号
及び第一号の規定に基づき厚生労働
大臣が指定する第一類医薬品及び第
二類医薬品の一部を改正する件
(同一五四)

に関する法律第二条第六号に規定する
指定公共機関を公示する件の一部を改
正する件(内閣)

○地方税法施行令の一部を改正する政
令(一二四)

労働

労
働

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、
会社更生、再生関係

○船員法の一部を改正する法律の一部
の施行期日を定める政令(一二五)

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係事業主を代
表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

○船員法に基づく登録検査機関に関する
政令(一二六)

防衛省共済組合定款の一部変更、独
立行政法人都市再生機構、厚生年金
基金解散・清算人就任、企業年金基
金設立関係

○船員法の一部を改正する法律の一部
の施行に伴う関係政令の整備及び經
過措置に関する政令(一二七)

第五条の規定に基づく関係労働者を代
表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び
精神向精神薬原料を指定する政令の
一部を改正する政令(一二八)

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係労働者を代
表する者の候補者の推薦について(同)

○海上における射撃訓練を実施する件
の規定に基づき登録の更新を行つた
一部を改正する政令(一二九)

国家試験

○標準的な官職を定める政令に規定す
る内閣府令で定める標準的な官職等
を定める内閣府令の一部を改正する
一部を改正する政令(一二八)

答式試験の試験場

○海上における射撃訓練を実施する件
の規定に基づき登録の更新を行つた
一部を改正する政令(一二九)

平成二十五年公認会計士試験第二回短
答式試験の試験場

○標準的な官職を定める政令に規定す
る内閣府令で定める標準的な官職等
を定める内閣府令の一部を改正する
内閣府令(内閣府二五)

平成二十五年度公認会計士試験第二回短
答式試験の試験場

本日公布された法令の「あらまし」は
次のページに掲載されています。

この政令は、一千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

財務大臣
國土交通大臣
内閣総理大臣
安倍
太田 昭宏
晋三
太郎

御名御璽

薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

八号)の一部を次のように改正する。

〔H-1-インドール-3-イル〕(チフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
〔H-1-(5-フルオロペンチル)-1-インドール-3-イル〕(四-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

府
令

省令

○農林水產省令第三十一號

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則によるものとする。

則の一部を改正する省令を次のようく定める。

及又は指導」を「これらの職務」に、同条第三項中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理」に改める。
第九十四条第一項第一号中「第九十一条第一項各号」の下に「(同条第三項において準用する場合も含む。)」を加える。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(森林法施行規則の一部を改正する省令の一)

改正
第一条 森林法施行規則の一部を改正する省令
(平成十七年農林水産省令第五号) の一部を次
のように改正する。

二 地域森林綜合監理

第一号の区分の試験は」に、同項第一号ハ中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理（計画的な森林の整備及び保全を目的とする）」

して、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施又は実施の指導を行ふことをいう。次条第一項及び第三項において

3 第一項の規定は、第八十九条第一号の区分の
同じ。」に改め、同条に次の二項を加える。

試験について準用する。この場合において 同
項第一号中「次のイからハまでのいずれか」と
あるのは「ハ一二」「一年」とあるのは「五年」

と、同項第一号中「四年」とあるのは「七年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事し

同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」と、同項第四号中「十年」とあるのは「十一年以上に達し、かつ、同号ハに掲げ

「五年」と読み替えるものとする。

第九十二条第一項中「者は」の下に「前条の規定の適用については」を加え、同条第二項中「又

は指導に従事した者は」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した者は、前条の